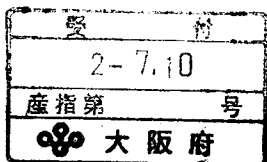


産業廃棄物処理計画書

令和 2年 7月 10日

大阪府知事 殿

7/10



提出者

住 所 兵庫県西宮市中島町16-12

氏 名 株式会社ヤマダホームズ 阪神支社

支社長 渡辺 一徳

電話番号 0798-69-3553

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ヤマダホームズ 阪神支社
事業場の所在地	兵庫県西宮市中島町16-12
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	4,862百万円（令和1年元請完成工事高）
③従業員数	89名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず…中間処理業者に委託し、焼却後管理型埋立処分 がれき類…中間処理業者に委託し、破碎後再生路盤材化 管理型建設混合廃棄物…中間処理業者に委託し、管理型埋立処分 金属くず…中間処理業者に委託し、破碎後鉄鋼製品化 繊維くず…中間処理業者に委託し、焼却後管理型埋立処分 紙くず…中間処理業者に委託し、破碎後選別加工しリサイクル 石膏ボード…中間処理業者に委託し、破碎後石膏ボードへリサイクル 廃プラスチック類…中間処理業者に委託し、破碎後固形燃料化 木くず…中間処理業者に委託し、破碎後、破碎後チップ化リサイクル

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

支社長

↓

工事部長

↓

工事担当 (現場毎)

↓

建設産業廃棄物処理委託契約書を締結した、収集運搬・処分業者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 1年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器く	がれき類
	排 出 量	80.3 t	45.6 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・支社在籍社員・現場担当社員による安全パトロールを実施し、分別の徹底を行っている。 ・プレカット品の使用 ・資材発注時に余剰が生じないように、社内確認を複数人で行う。 ・坪請け部材の搬入量を調整し、適正な量の資材を現場へ搬入する。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器く	がれき類
	排 出 量	72.27 t	41.04 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・現場加工の部材を極力減らす。 ・未開封の余剰資材が発生した場合は、支社への持ち帰りを徹底し、再利用に努める。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンテナ内に分別用の袋を設置し、分別に努めている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 業者会の際に分別の徹底を呼びかけ、分別の向上に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	金属くず	繊維くず	紙くず
14 t	15.7 t	1 t	249.5 t

②計画

管理型建設混合廃棄物	金属くず	繊維くず	紙くず
12.6 t	14.13 t	0.9 t	224.55 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

石膏ボード	廃プラスチック類	木くず	
98.1 t	196.5 t	326.9 t	t

②計画

石膏ボード	廃プラスチック類	木くず	
88.29 t	176.85 t	294.21 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和 1年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t t
	(これまでに実施した取組) なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t t
	(今後実施する予定の取組) なし	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和 1年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t t
(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t t
(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器	がれき類
	全処理委託量	80.3 t	45.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.9 t	24.6 t
	再生利用業者への処理委託量	76.4 t	21 t
	認定熱回収業者への処理委託量	-	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	-	t
	(これまでに実施した取組) ・当社規定をもとに業者選定 ・再利用業者への処理委託の推進		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	金属くず	繊維くず	紙くず
14 t	15.7 t	1 t	249.5 t
0 t	9.3 t	0 t	45.8 t
14 t	6.4 t	1 t	203.7 t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

石膏ボード	廃プラスチック類	木くず	
98.1 t	196.5 t	326.9 t	t
25.7 t	61.9 t	95.3 t	t
72.4 t	134.6 t	231.6 t	t
- t	- t	- t	t
- t	- t	- t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量	72.27 t	41.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.51 t	22.14 t
	再生利用業者への処理委託量	68.76 t	18.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・優良・再利用業者への委託を推進 ・余剰資材の削減			
※事務処理欄			

②計画

管理型建設混合廃棄物	金属くず ^a	繊維くず ^a	紙くず ^a
12.6 t	14.13 t	0.9 t	224.55 t
0 t	8.37 t	0 t	41.22 t
12.6 t	5.76 t	0.9 t	183.33 t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

②計画

石膏ボード	廃プラスチック類	木くず	
88.29 t	176.85 t	294.21 t	t
23.13 t	55.71 t	85.77 t	t
65.16 t	121.14 t	208.44 t	t
- t	- t	- t	t
- t	- t	- t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。